



第 6 2 号

増田 朋記
KCCN 事務局
弁護士

2019年6月15日から施行された 改正消費者契約法

●そもそも消費者契約法ってどんな法律？

消費者契約法は、消費者が事業者と締結した契約（＝消費者契約）であれば広く適用されます。この法律によって、消費者は、事業者の不当な勧誘があった場合に契約を取り消したり、不当な契約条項があった場合にその無効を主張したりすることができます。

●消費者契約法の改正とは？

消費者契約法は、2016年にも法改正がされていますが、その際に積み残しにされた点について、さらなる改正として、2018年に改正法が成立し、これが2019年6月15日から施行されました。

この2018年改正によって、以下のとおり、取消しの対象となる不当な勧誘類型や、無効となる不当な契約条項類型の追加などが行われています。

【追加された不当な勧誘類型】

・不安をあおる告知（※要件の異なる3つの類型があります）

例）就活に不安があるならと無料セミナーに誘われたので行ってみると、「このままでは一生成功しない、この有料セミナーが必要だ」などと告げて勧誘された。

・恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

例）デート商法等により消費者が恋愛関係にあると誤信していたところ、事業者がそれを利用して「契約してくれないのなら関係が続けられなくなる」などと告げて勧誘した。

・契約前の債務内容の実施

例）竿だけ屋が、注文を受ける前に、必要な寸法に竿だけを切断してしまってから、代金の支払いを迫った。

・契約前に実施した行為の損失補償請求

例）突然会いたいと言われて説明を聞くと、怪しげな勧誘だったので断ると「遠方から説明に来たのに契約しないなんて、どうしてくれるんだ」などと迫られた。

【追加された不当な契約条項類型】

・ 後見等が開始したことのみを理由とする解除を認めるという条項

例)「借借人が、成年後見開始の審判を受けたときには、貸貸人は直ちに本貸貸借契約を解除できる」といった条項

・ 事業者がその責任の有無や限度を自ら決めることができるという条項

例)「当スポーツジムの利用に際し発生した事故に関しては、当スポーツジムが責任を負うべきものと判断した場合に限り、その損害を賠償いたします。」といった条項

● 今後はどうなる？

消費者契約法は民事ルールを定めた法律ですので、その趣旨に沿って適切な解釈を行うことで、上記の改正内容を活用し、これまで救済が困難であった消費者被害事例においても、広く救済を図ることが期待されます。

また、消費者契約法については、さらなる改正に向けた検討*も開始されているところですので、その動向についても注視していく必要があります。

* 消費者庁において「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」が開催され消費者被害実態の類型的整理、実効性・合理性を持った法規範の在り方等、法制的・法技術的な観点からの検討が行われています。

(2019年6月)